

## 平成28年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月24日（金）午前10時から午前10時38分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可の取消願に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一



ご審議いただきよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 以上で担当委員の説明を終了いたします。

ここで質疑に移りたいと思ひます。

7番。

木崎委員 教えてほしいのですが、そもそもこの取消願については、あくまで5条の申請があつて許可されたものだけを取り消すという考え方でよろしいのか、それとも5条の申請が出てきた時点の前段で所有者と譲受人で契約等も多分取り交わしていると思ひますけれども、そこまでさかのぼつて取り消しをしてしまうものなのか、その辺のところをちよつとお教へいただきたいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局。

事務局 7番委員さんにお答へさせていただきたいと思ひます。

ただいまの質問で、許可の前にまでさかのぼつてするのか、それとも許可後の許可について取り消すかということでございますけれども、本来ですと、その5条の許可がなかったもの、譲渡・譲受人はなかったものということで、本来であれば所有者に戻るということになります。〇〇〇さんの農地に返るということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議 長 7番。

木崎委員 そうしますと、この添付書類の中に取消理由書というのが、株式会社〇〇〇〇〇〇〇さんについておりますけれども、この中で〇〇〇〇番地〇を畑として使いたいとうたつてありますが、これ取り消し後についての土地の管理というのは、株式会社〇〇〇〇〇〇〇さんが確実に行うという解釈でよろしいのですか。それと、もしそうであれば、今、冒頭に現地調査の結果を報告していただきましたが、私も現地見させていただきました。本当に現状は草がいっぱい生えていて、めぐりは耕作してある状況です。その辺、この取り消しに対して、もし許可をするということになれば、ある程度は近隣の田畑等も考えまして確実に管理をしていくということを取り消しの許可に申し添へることはできるのでしょうか。その2点お伺ひします。

議 長 事務局。

事務局 再度の質問に対してお答へさせていただきたいと思ひます。

第1点目ですけれども、許可を取り消すということで先ほど申したとお

り、〇〇〇さんの土地に戻って使用貸借権の権利は消滅するということになります。

それと、事業計画者からもお聞きしているのですが、事業計画者の妻が、〇〇〇さんの娘さんということであります。そういう関係で使用貸借権の設定をするということで5条申請になったわけですが、この土地については遺言証書ができていて、もうこの土地は浅見さんが亡くなった以降は〇〇さんの奥さんの名義にするのだということを決まっておるそうです。〇〇さんが梅を植えて管理していくということで、私も〇〇さんともお会いして話を聞いております。いろいろな事情があって、私はそこにつくりたかったのですが、つくることが身内の関係で難しいという判断になったものですから、そこを断念して新たな場所に建築をするということでございます。

〇〇さんは相続すれば、〇〇さんの奥さんの名義になると思いますので、今後、梅を植えてしっかり管理をしていきたいということで、私にもおっしゃられておりました。〇〇さんが管理をするということで、農業委員会としても年に1回の農地利用状況調査等もございますので、その辺で管理が行き届かなければ改善指導でお世話になりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 7番さん、よろしいですか。答弁漏れ。

木崎委員 2つ言った。

事務局 あと1点。お時間いいですか。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時34分

議 長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

事務局の答弁を求めます。

事務局 7番委員さんの質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

許可に条件を伏せるかということでございますが、条件を付しての許可ということとはできないと思っております。耕作放棄地等の発生等になれば、その都度、指導して改善していただくことで、今回の許可について条件は付せないこととございます。

木崎委員 ありがとうございます。

議 長 今、質問続行中ですが、他に質問ございませんか。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。

1点ほど質問させていただきます。

今回、せっかく宅地にした跡地をまた農地に戻すということに関しまして、戻すメリットがどのような点にあるのか、その辺の背景をわかりましたら教えていただけますか。

議長 推進委員さん、その辺は答弁できますか。事務局は、  
では、事務局。

事務局 9番委員さんにお答えさせていただきます。

メリットは、農地法の土地がふえるということと、公共投資をしてほ場整備した優良農地が残されたことでございます。

以上です。

議長 9番さんよろしいですか。

岸岡委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第14号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可の取消願に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時38分)

